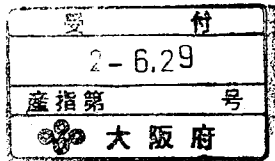


特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年6月29日

大阪府知事 様



提出者

住所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目5番17号

氏名 日本赤十字社近畿ブロック血液センター
 所長 瀧原 義宏

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-643-1007

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本赤十字社近畿ブロック血液センター
事業場の所在地	大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目5番17号
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83：医療業
② 事業の規模	血液事業 近畿地方（三重県を除く）で採血（献血）された血液の検査業務、血液製剤製造業務
③ 従業員数	251名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	214.9 t	<0.001 t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物処理マニュアルに基づき、他の廃棄物が混入し感染性廃棄物の排出量を増加させないよう適正な廃棄物の分類・分別を実施し処理専用容器に収納している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	214 t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物処理マニュアルに基づき、教育訓練を行い、感染性廃棄物の発生から処理完了までの管理を徹底し、当該廃棄物の発生抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各部署から発生する感染性廃棄物の性状（鋭利なもの、固形状のもの、液状又は泥状のもの）を把握し、その処理手順を感染性廃棄物処理マニュアルに定め運用している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物マニュアルに基づき、継続した運用管理に努める。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	214.9 t	<0.001 t
	優良認定処理業者への処理委託量	214.9 t	<0.001 t
	再生利用業者への処理委託量	0.2 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	214.7 t	t
(これまでに実施した取組)			
<p>処理を委託する収集運搬業者及び処分業者は、優良認定処理業者を選定し、年に1回処理施設への視察を行い評価する。感染性廃棄物の処分に当たっては、焼却時に発生する熱資源を有効活用（熱回収からの発電）するサーマルリサイクル処理及び焼却後残渣の燃え殻を土木資源材料等に再資源化する処理を行い、環境影響への負荷低減に取り組んでいる。</p>			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	全処理委託量	214 t
	優良認定処理業者への処理委託量	214 t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	214 t
(今後実施する予定の取組)		
令和元年度と同様、感染性廃棄物処理マニュアルに基づき、運用管理を行い適正な分類・分別のもと感染性廃棄物の発生抑制に努める。また、処理を委託する業者への視察を継続して行い適正処理及び環境への負荷を低減していく処理工程であるか否か評価していく。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和元年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物排出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	214.9 t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等)	
	令和2年3月より電子マニフェスト導入、同4月より運用開始。	

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

発生場所	主な感染性廃棄物の種類	分別	分別時容器	施設内における収集・運搬・処理等	処理方法
事業部 需給管理課	・血液バッグ	固形物	プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	委託処理
	・注射針	鋭利物			
	・ガラス				
品質保証部 品質保証一課	・注射筒 ・試験管 ・試験用血液 ・試験管キャップ ・血液バッグ ・ディスボピベット ・セグメント ・ピペットチップ ・スティック ・マイクロプレート ・シャーレ ・チューブ ・その他実験用器具等	固形物			
	・無菌試験の培地	液状物			
	・カルチャーボトル ・ピペット	固形物	オートクレーブで高圧滅菌処理後、産業廃棄物(非感染性廃棄物)として排出する。		自家処理
品質保証部 品質保証一課	・ピペットチップ ・フィルター	固形物	オートクレーブで高圧滅菌処理後、産業廃棄物(非感染性廃棄物)として排出する。		自家処理
	・検査廃液	液状物	貯留槽へいったんためた後、滅菌層で消毒処理をし、その後中和処理をして下水へ流す。		
	・再使用器具に付着した血液	液状物	有効塩素濃度1,000ppm以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウムまたは、これを含む薬剤に1時間以上浸漬し消毒処理をする。		
検査部 検査一課 検査二課 検査三課 検査四課 検査開発課	・注射針 ・ガラス	鋭利物	プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	委託処理
	・注射筒 ・試験管 ・試験用血液 ・試験管キャップ ・血液バッグ ・ディスボピベット ・セグメント ・ピペットチップ ・スティック ・マイクロプレート ・シャーレ ・チューブ ・実験動物に由来する試料 ・その他実験用器具等	固形物	プラスチック容器		
	・カルチャーボトル ・ピペット ・ピペットチップ ・フィルター ・チューブ ・マイクロプレート	固形物	オートクレーブで高圧滅菌処理後、産業廃棄物(非感染性廃棄物)として排出する。		
検査部 検査一課 検査二課 検査三課 検査四課 検査開発課	・検査廃液	液状物	貯留槽へいったんためた後、滅菌層で消毒処理をし、その後中和処理をして下水へ流す。		自家処理
	・再使用器具に付着した血液	液状物	有効塩素濃度1,000ppm以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウムまたは、これを含む薬剤に1時間以上浸漬し消毒処理をする。		
製剤部 製剤一課 製剤二課	・注射針 ・ガラス片	鋭利物	プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	委託処理
	・血液バッグ ・セグメント ・白血球除去フィルター ・サンプリングカップ ・ディスボ器具類	固形物			
	・注射筒 ・試験管 ・試験用血液 ・試験管キャップ ・ピペットチップ ・スティック	固形物			
製剤部 製剤一課 製剤二課	・マイクロプレート ・その他実験用器具等	固形物	プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	委託処理
	・破損バッグに付着した血液 ・検査廃液 ・再使用器具に付着した血液	液状物	貯留槽へいったんためた後、滅菌層で消毒処理をし、その後中和処理をして下水へ流す。		自家処理
製剤部 製剤開発課	・ガラス片 ・注射針	鋭利物	プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	委託処理
	・ピペットチップ ・チューブ	固形物			
	・試験用血液 ・ディスボピベット ・その他実験用器具類	固形物			
製剤部 製剤開発課	・ピペットチップ ・チューブ ・マイクロプレート	固形物	オートクレーブで高圧滅菌処理後、産業廃棄物(非感染性廃棄物)として排出する。		自家処理
	・検査廃液 ・EIA関係の廃液	液状物	貯留槽へいったんためた後、滅菌層で消毒処理をし、その後中和処理をして下水へ流す。		
	・再使用器具に付着した血液	液状物	有効塩素濃度1,000ppm以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウムまたは、これを含む薬剤に1時間以上浸漬し消毒処理をする。		

【感染性廃棄物管理体制】

